

# 近代日本における「口語」の諸問題

형 진 의\*

---

## 目次

---

1. 問題提起 — 「口語」とはなにか —
  2. 「口語」という語の成立過程
  3. 近代日本における「國語」構築と「口語」
  4. むすびにかえて — 「口語」のゆくえ —
- 

## 1. 問題提起 — 「口語」とはなにか —

今日「自明の事實」のように受け止められている「口語」という概念は、どのようにして発生し、今日に至っているのだろうか。一般的に「口語」とは、談話に用いられる話し言葉と、それを基に書いた文章を指す概念として用いられているが、それは「日本語」あって以来ずっと存在してきた概念ではなく、したがってけっして当たり前でも、自明のことではない。

本稿はこのような問題意識に基づき、近代國民國家として形成されていく日本において、新しい表現様式として登場する「口語」が、どのようにして成立していくのか、術語としての「口語」の生成過程と、「口語」概念の成立背景を中心に述べるものである。

まず、『國語學辭典』(東京堂 1955年)による「口語」の定義をみておきたい。

### 口語《言語・文体》

本来は書かれたことば(written language)に對し、話されることば(spoken language)を廣く意味するが、近來はこれに話しことばの語をあてるので、むしろ口語は文語に對する別種の言語の体系の名、あるいは口語体という文体の名として理解されている。

人間あって以來、口語はあるわけだが、身近なだけに俗という感じが強く、明治三〇年ごろまで、俗語という名の方が普通であった。一般にも価値を文語に置き、注意も文語に向けてきた。—中略— 明治の言文一致運動が成功して文學の側から口語が優位を占めだしたが、社會のすべての面に行きわたるのには數十年かかって、今日ようやく法律文なども口語になったところである。

この定義からすると、「口語」は「話し言葉」の同義語であり、文体としても用いられる、さらに文語に對する概念として、常に存在してきた「自明の事實」であるように思える。

しかし「口語」對「文語」という對立、あるいは「口語で書かれた文体」という表現洋式は、自然な言語

---

\* 一橋大學大学院 博士課程 社會言語學 日本語學

行爲ではなく(そもそもその意味で近代國民國家が強調する「自然」とは人爲的であることの裏返しにすぎないことが多く、「自然な言語」というのは徹底的に疑ってみる必要のあるものだが)、歴史のある時点で登場するものであり、従ってすぐれて歴史的な産物といえる。そしてこれは近代日本の言語問題におけるもっとも大きなテーマである「國語」と歴史を共にするものである。

周知のとおり、近代日本における「國語」は上田万年によって打ち立てられた。1894年、上田は講演「國語と國家と」において「國語」を打ち立て、「國家」と「國民」は「國語」によって結ばれていると説いている。そしてその末尾で「國語研究」を國家の事業とすべきであると主張した。こうして始まった「國語」に関する論議は、1897年「國語研究室」、1902年「國語調査委員會」の設置により、學問的、制度的に整備されていく。

一方、「國語」を「國語」たらしめるものとして「標準語」の選定が切實に要求された。そこで上田万年は1895年『帝國文學』創刊号に、本格的な標準語論としては日本初の論である「標準語に就きて」を發表し、標準語とはいかなるものかを説いている。そこで上田は「標準語とは、英語の「スタンダード、ラングエーヂ」獨乙語の「ゲマインスプレーヘ」の事にして、もと一國內に話され居る言語中にて、殊に一地方一部の人々にのみ限り用ゐらるゝ、所謂方言なる者とは事かはり、全國內至る處、凡ての場所に通じて大抵の人々に理解せらるべき効力を有するものを云ふ」(上田[1895:14頁])と述べたうえ、標準語が標準語としての地位を保つための要件として「第一には其實際話さるゝ上の注意等なり」としている。さらに第一に關しては「必ず實地に話され得べき者たらざるべからず、否必ず何處かに現在話され居る者たるを要す」と強調しつつ、その實際話されている語は、イギリスの例をあげて「東京の中等以上の教育ある人々のことば」(上田[1895:17頁])であることを付け加えている。

ここで上田が強調している「實際話される」言葉、そしてそれを基にした文章というのは、冒頭にあげた「口語」と同じ概念である。冒頭の引用にもあるように近代における「口語」は文章をも含むので、話し言葉に限定されるものではないのである。そして話し言葉が文章に用いられるためには、まず話し言葉の「標準」を定め、それに規範を与えなければならない。この点こそが近代における「口語」のポイントなのである。その意味において芳賀矢一の次の記述は、「口語」を理解するのに、ある意味でも分かりやすい。

芳賀矢一は『口語文典大要』において「口語と方言を混同してはならぬ。文語對口語といふ風に考えて、話す詞でさへあればよいとおもふのは間違ひである。標準語對方言といふことを常に考へて、整頓した口語を話し、又は書かねばならぬ」(芳賀[1913:422頁]) (傍点引用者) と述べている。つまり單なる「文」に對する「口頭語」ではなく、標準的な規範を備えてこそ「口語」なのであり、それをもって談話に用い、文章に書き表すべきであるというのである。

一般に「口語」を「標準語」として表すことがある。たしかに兩者の實體は同じであるが、「標準語」は「方言」に對する概念であり、「口語」は「文語」に對する概念として、規範化された口頭語とそれを書き移した書き言葉の意味である。「標準語」對「方言」という對立は、「國語」が「構築」されていく過程において「標準語」は國家的見地から保証された変種として、「方言」は「矯正の對象」、「撲滅の對象」として位置づけられることによって成立した概念である。つまり「標準語」は「正しい」、「よい」といったような価値判断が伴われる社會規範的な概念であり、「口語」は言語の表現様式に屬する概念なのである。

このように「口語」は「國語」の具体相として、「國語」構築と歴史を共にしてきた概念であるが、既述のようにその性質上、標準語、仮名遣、言文一致など「國語」に關わる諸々の問題と直接つながっている。そのため従來こういった問題に關する「國語學」からの研究は、主に「國語國字問題」として扱われ

た。注目すべきものとしては、平井昌夫『國語國字問題の歴史』(1949年/1998年、安田敏朗解説)、吉田澄夫・井之口有一編『明治以降國語問題論集』(1964年)、大野晋・柴田武編『岩波講座日本語 3 國語國字問題』(1977年)、山本正秀『近代文体發生の史的研究』(1965年)、『言文一致の歴史論考』(1981年)などがある。

これらの研究の共通点は「國語」問題を「國語」内部に限定し、「日本人」にとって「國語=日本語」は、きわめて自明な存在であるという前提にたち、「國語」の歴史的考察や規範の問題として行われたことにある。

しかし近年、これに対する批判として、社會言語學の立場からの「國語」研究が盛んに行われた。とくに注目される研究としては、「國語」の思想を上田万年と保科孝一の言語觀を中心に、言語意識の面から考察する『「國語」という思想』(イ[1996年])、近代日本の言語問題を「國民國家的言語編制」と「帝國的言語編制」という構図の上で「日本語」と異言語との關係を考察する『帝國日本の言語編制』(安田[1997年])、これらの議論をふまえて「國語」によってどのように「國民」の同一性が構想され、同一性の主張がどのような排除の規制と領域を見出していくのかを考察する『近代日本と國語ナショナリズム』(長[1998年])などが挙げられる。

これらの研究は既存の「國語學」研究の立場とは反對に、「國語」は自明な存在ではなく、きわめて政治的背景をもって「近代國民國家」における「制度」として「構築」されたものであるという観点から「國語」問題を考察している。そして「近代國民國家」による「國語構築」がもつ「排他性」と「暴力性」を語るものであった。

本稿は、社會言語學的立場に基づいて、「口語」概念の成立過程や背景を検討することで、私たちがふだん「ただしい日本語」として學び、用いている言葉(口語)が、いかに人爲的で、つくられたものであるかを論じるものである。そしてそうすることによって近代における「國家」、「國民」、「國語」を再考察してみたい。

## 2. 「口語」という語の成立過程

「口語」という語について保科孝一は『日本口語法』において次のように述べている。

我々が普通に口語と称しているのは、いわゆる話し言葉の意味であるが、この語は本居宣長が漢字三音考に用いたのが、そもそも始であろうと思う。英語では、これをspoken language あるいは、colloquialと称し、獨逸語ではUmgangsspracheと称している。それから、口語に對する文語というのは、これまで専ら文章に用いられている言葉の意味で、英語では、これをwritten languageと称し、獨逸語では、Schriftspracheと称している。古代のclassical languageは、素より今日では文語である。1)(保科[1911 :1頁])

保科は上田万年の直弟子として、誰よりも上田の言語觀に充實にしたがった人物で、後に述べる「口語法調査」やその整理にも深く関わっている。

さて、保科が上で述べている本居宣長の『漢字三音考』(1785年)に現われる「口語」とは、次のような

1) 本稿の引用文における仮名トル遣は原文による。

ものである。

サテ其時ニ初テ定マリシ字音ハ必吳音ナルベシ。其故ハ昔ヨリ書典ヲ讀ニハ漢音ヲ用ヒツレドモ。常ニ口語ニ呼ブコトニハ。漢音ヲ用ヒツルハイトイト罕ニシテ。2)

この文からすると、「口語」は「日常の話し言葉」の意味として用いており、江戸時代すでに「口語」という語はあったようである。ちなみにこの他にも本居は、「話し言葉」として「言語」、「言」などを用いている。

次は、ヘボンの『和英語林集成』の記述をとおして、今日の「口語」、「文語」にあたる明治前期の概念をみておきたい。初版(1867年)から三版(1886年)に至るまで、見出し語として「口語」、「文語」は載っておらず、次のような見出し語と説明が載っている。

初版 (1867年 5月)	再版 (1872年 7月)	三版 (1886年 10月)
ZOKUGEN、ゾクゲン、俗言、or ZOKU-GO、ゾクゴ、n. The common, or vulgar dialect, such as is spoken by the common people; not the learned, elegant or refined language of scholars.	ZOKUGEN、ゾクゲン、俗言、or ZOKU-GO。 ゾクゴ、n. The common, or vulgar dialect, such as is spoken by the common people; not the learned, elegant or refined language of scholars.	ZOKUGEN、ゾクゲン、俗言 n. The common, or vulgar dialect:
GON-GO、ゴンゴ、言語 n. Words, speech. language. - no oyobu tokoroni ni aradz, that which no words can express. - do dan. ine xpressible, unutterable. - nizessuru, exceeding the power of language.	GON-GO、ゴンゴ、言語、n. Words, speech. language. - no oyobu tokoroni ni aradz, that which no words can express. - do dan. inexpressible, unutterable. - ni zessuru, exceeding the power of language.	GON-GO、ゴンゴ、言語、n. Words, speech. language. - no oyobu tokoroni ni aradz, that which no words can express. - do dan. inexpressible, unutterable. - ni zessuru, exceeding the power of language.
KOTOBA、コトバ、言、n. A word, language, speech. - wo kawasu, to make a verbal promise, or mutual agreement. Nippon no - the Japanese language.	KOTOBA、コトバ、言、n. A word, language, speech. - wo kawasu, to make a verbal promise, to speak to each other, to salute. Nippon no - the Japanese language. - okereba shina sukunashi(prov.)	KOTOBA、コトバ、言、n. A word, language, speech. - wo kawasu, to make a verbal promise, to speak to each other, to salute. Nippon no - the Japanese language. - okereba shina sukunashi(prov.)
	DAN-WA、ダンワ、談話、n. Conversation, talking, speaking	DAN-WA、ダンワ、談話、n. Conversation; talking; speaking
BUNSHO、ブンショウ、文章、n. A writing, composition, a document. Syn. FUMI.	BUNSHO、ブンショウ、文章、n. A writing, composition, a document. Syn. FUMI.	BUNSHO、ブンショウ、文章、n. A writing, composition, a document. Syn. FUMI.

次に、上の『和英語林集成』の見出し語を参考にしながら、明治前期の文章に現われる「口語」と「文語」にあたる表現をみておきたい。明治は社会制度の変化と西洋思想の流入に伴ない、「國家の大本は國民の教育にして其教育は士民を論せず」で始まる前島密の「漢字御廢止之議」(1866年)に記されているように、「國民」の「教育」が唱えられ、「簡易なる文字文章」をいかにして作るかという問題に関心が抱かれ始めた時期である。前島のこの文章は言文一致の主張の始まりといわれているが、言文一致に関心がもたれるのは、話し言葉と書き言葉の隔たりを意識するようになったことを意味する。そして

2) 『本居宣長全集 5』392 頁

それまでそれぞれを支えてきた階級社会、社会秩序の崩壊をも意味する。つまり言文一致への関心は、話し言葉の再認識であることは言うまでもない。明治前期における話し言葉と書き言葉に関する用語を見ると、次の通りである。

- ・口舌にすれば談話となり筆書にすれば文章となり（前島密「漢字御廢止之議」1866年12月）
- ・日本文を制定するには言語文章を同一にせざるべからず。凡そ外國の文章必ず平常の言語と同じ。（渡辺修二郎「日本文を制定する方法」『東京曙新聞』1875年9月3日）
- ・我が日本ニ於テ、書語口語ノ同ジカラザルハ、古來ヨリノ習慣ニセヨ、（和田文「書語口語同ジキヲ欲スルノ説」『同人社文學雜誌』1876年12月23日）
- ・吾人が口ニ能ク云ヒ得ル所ノ言語ト筆ニ能ク記シ得ル所ノ文章と、（福地源一郎「文章論」『東京日日新聞』社説 1881年5月23日）
- ・皇國の文章はもとより俗言と之氷炭の相違ありさなからに（蓼汀迂史「小説文体」『明治協會雜誌』1883年9月20日）
- ・言語の集合せるもの即ち談話をして、之を筆にすれば即ち文章なり（「談話と文章との一致を要す」『教育雜誌』1886年8月10日）
- ・若し我々が今日の俗語を此儘文章に用ゐるなら日本國中で通ぜぬ事有るだろう。（山田美妙「言文一致論概略」『學海之指針』8号 1888年2月25日）

以上のように明治20年までは「口語」はあまり見られず、「話し言葉」として「言語」、「俗言」、「談話」などが用いられている。そしてそれに對する概念としては「文章」や「書語」が用いられている。つまりこの当時、まだ術語そのものも、それが指している範囲も定まっていなかったことが分かる。

次に、大槻文彦の著作に現われる「口語」を見ておこう。大槻文彦は國語調査委員會の主査委員として『口語法』と『口語法別記』を立案し、基礎づけた人物で、近代日本の「口語」の誕生に多大な役割を果たした人物である。そして大槻が「現在話される」言葉に關心をもっていたことはよく知られている。

大槻は1885年著わした『洋々社談』第七号「日本文法論第一」において、「方今我國ノ文學ニ就キテ最大ノ欠点トスルハ、日本文典ノ全備セル者ナキナリ」とし、「然ルニ我國古言ノ文典ニ就キテハ、既ニ先輩ノ著作セル數種ノ書あり。一中略一其文法、古言高尚ノ体ニシテ、直ニ之ヲ今日日用ニ供セントスルトキハ大ニ不通ナルヲ免セズ。又今言ノ文典ニ就テハ世ニ未ダ其撰アラズ。一中略一依テ愚案ニハ今ニ當テ先ヅ一大全備ノ古言文典ヲ編スベシ。古言文典既ニ成ルニ至ラバ、一ハ之ヲ古言高尚學ノ用トシ、一ハ之ヲ今言文典ヲ編スベキ基礎トシテ、漸次ニ今言文典ヲ製スルニ及バハ、編作ノ勞、正ニ其ノ順序ヲ得ル者トセン」と述べ、「今言」研究のため「古言」の研究が必要であるとしている。そしてさらに「然シテ今言文典創製ノ業ニ到テハ、ソノ文法ノ或ハ古言ヲ折衷スルト、或ハ普通ノ言語ヲ以テスルト、一略一」など、今現在話されている言葉の意味として「今言」、「普通の言語」、「普通の俗語」という言い方も用いている。大槻が最初に「口語」という語を用いたのは、1889年『言海』においてである。

- ・雅俗ノ別ハ、年代ニ因リテ起ルニハアラズシテ、貴賤、都鄙、文章、口語ノ上ノ所用ニ因リテ起ルナルベシ、古言中ニモ雅俗アラム、今言中ニモ雅俗アラム。」（『本書編纂ノ大意』）
- ・「立ツル」添フル」染ムル」（他動）ヲ「家ヲ立テル」石ヲ松ニ添ヘル」衣ヲ赤ニ染メル」ナドイフコトアルは、口語調ニテ、文章調ニアラズ、混シ思フコト勿レ（『語學指南』39頁）

これについて、『廣日本文典別記』には、次のように記している。

- ・一總論にては、文章語と口語とに差ある事。(『廣日本文典別記』例言 1897 年)
- ・文章語と口語との異なりとはいへ、(『廣日本文典別記』序論 1897 年)

このように大抵は「口語」に対して「文章」、あるいは「文章調」を用いている。明治前期からのこうした流れは、明治30年代になると、次のようにかわる。

- ・言ふまでもなく口語調と文語調との懸隔が従來の如くに甚だしきは決して教育上吾人文發達上喜ぶべきの状態にあらず。(「言文一致につきて」『帝國文學』三ノ七 1897 年 7 月 0 日)
- ・言文一致は口語と文語との全体を合一せしめ得るか (堀江秀雄「言文一致」『國文學』八号 1899 年)
- ・すべて開化した言語には、文語と口語との二種類がある。(「言文一致について」『言語學雜誌』一ノ三 1900 年)
- ・今日の我國のやうに、文語と口語とが全く異なつて、恰も別の言語の如くなり、(「國語の統一と國文學」『明星』五卷六号 1900 年)
- ・文語を、今すこし和らげて、口語に近づかしめ、口語を、今すこし高尚にして、文語に近づかしめて、(物集高見「言文一致の不可能」『讀賣新聞』1902 年 2 月 7 日)
- ・隨つて生きた口語が貴いもので、死んだ文語は教育の要具としては、あまり必要なものでないといふ事が、(高橋龍雄「現今時文の整理」『教育時論』六七六 1904 年)

このように明治30年代前半、「言文一致」に對する關心が高まるにつれ、主に「言文一致」をめぐる議論のなかで「口語」の使用頻度は著しく増え、「國語調査委員會」が活動を始める明治35年 (1902年) 以降は「口語」對「文語」という對立が、さらに定着していく。

この他『國語科教科用口語文典』(同文官1901年9月)、『日本口語典』(鈴木暢幸 1903年12月)、『日本口語法』(吉岡郷甫 1906年1月)などの書名に見られるように、それまで主流だった「俗語文典」にかわつて「口語文典」が主流となつていく。そして1904年から始まつた國定教科書に「文章ハ口語ヲ多ク用ヰル」など示し、明確に「口語」對「文語」が登場する。ここではほぼ近代における「口語」對「文語」の形が定着したのである。

こうしてみると「口語」という語は、明治以降登場しはじめ、明治中期「言文一致」によつて話し言葉への關心が高まるにつれて、頻繁に見られるようになる。しかしまだ、述語そのものも、それが指す範囲も定まっていなかつた。つまり今日のような「口語」概念が定着するのは、明治30年代以降「國語」の登場によつてである。

このような「口語」概念には、實際話される音聲言語という前提と、「今現在」という共時的制限、方言的要素を排除し規範化した社會規範的要素、そしてそれら全てを寫したものである「書き言葉」が含まれている。そしてこのように均質化した「口語」は、「國民」統合の手段として、近代國民國家の諸制度をになう言語的前提としてとらえられた。

### 3. 近代日本における「國語」構築と「口語」

近代日本における「國語」は、社會の諸制度を担う言語として、日本が近代國家として形成されていく過程と併行して「構築」された理念であり制度であることをすでに述べた。

繰り返しになるが、近代國民國家において「國語」は、「國民」を創出、乃至は統合するために用いられる制度なのである。そのため「國語」は、機能面からいうと、単一で均質な言語でなければならない。そして理念的な面からいうと「國語」をとおして「國民」の間に連帯感を持たせなければならないため、「國語」に民族性や歴史、伝統などを盛り込み、なるべく「自然性」を強調しなければならない。均質な言語でありながら、「自然な言語」というものは、それ自体相矛盾する概念であるが、私たちが自明の事實として受け止めている「國語」というものは、このような矛盾に満ちた概念である。

日本における「國語」の概念は、既述のように上田万年が一八九四年に哲學館でおこなった講演、「國語と國家と」によって始まる。そこで上田はまず「國家」を構成する要素について第一土地、第二人種、第三結合一致、第四法律をあげ、さらに「第三、結合一致」に關して歐州諸大國の例をあげ、「言語＝國語」によって全國民が結ばれていると述べている。そしてさらに「言語はこれを話す人民に取りては、恰も其血液が肉体上の同胞を示すが如く、精神上の同胞を示すものにして、之を日本國語にたとへていへば、日本語は精神上の血液なりといひつべし」(上田[1894/1968: 110頁])と述べている。つまり「日本語」は、日本人にとって精神的血液であり、「日本語」によって「日本人」は結ばれているということである。さらに上田は「日本人」にとって「日本語＝國語」は、次のようなものであると述べている。

其言語は單に國体の標識となる者のみにあらず、又同時に一種の教育者、所謂情け深き母にてもあるなり。われわれが生れるやいなや、この母はわれわれを其膝の上にむかへとり、懇ろに此國民的思考力と、此國民的感動力とを、われわれに教へこみくるゝなり。故に此母の慈悲は誠に天日の如し。苟も此國に生れ、此國民たり、此國民の子孫たるものは、たれとてこの光を仰がざる。獨逸にこれをムッターズブラッハ、或はスブラッハムッターといふ、先なるは母のことば後なるはことばの母の義なり、よくいひ得たりといふべし。(上田[1894/1968: 111頁])

このようにして日本における「國語＝母語」のイデオロギーは生れた。上田によれば、「言語(國語)」は國体の標識であると同時に教育者でもあり、情け深い母でもある。そしてその「國語」によって「日本人」は「國民」としての思考力と感動力を教えてもらうようになるのである。ここで上田が「ムッターズブラッハ」というドイツ語をわざわざ用いたことで分かるように、「國語＝母語」のイデオロギーは、上田によってドイツからもたらされたものである。

さて、さらに上田は「國語」に「情け深き母」と共に、次のように「厳しき父君」、「故郷」のイメージを注入している。

されば言語の上には、われわれが心中に一日も忘れかぬる生活上の記念、殊に人生の神世とも謂つべき小兒の頃に記念が、結び付き居る者と知るべし。われわれが幼なかりし頃、終日の遊びにつかれはてゝ、やすやす眠りにつかんとせし折、その母君は如何にやさしき聲にて、ねよとの歌をうたひ給ひしか。頑是なき小兒心に、わるふざけなどして打ち廻りし時、われわれの厳しき父君は、如何にをこそかに教訓をたれたまわしか。さては隣家のさん諸共に、蓮華草などつみあるきたる、すべて当時よりつかひ來れる言葉は、当時の人名当時の各地と諸共に何共いはれぬ快感をわれわれに与ふるなり。(上田 [1894/1964: 111頁])

このように「國語」に「母」、「父」、「故郷」など、感情を注入すると、次のような結論に至る。

そは如何にまれ、此自己に言語を論じて其善惡を云ふは、猶自己の父母を評するに善惡を以て、自己の故郷を談ずるに善惡を以てするに均し。理を以てせば或は然らざるを得ざらん、しかもかくの如きは眞に愛にはあらず。眞の愛には選擇の自由なし、猶皇室の尊愛に於けるが如し。此愛ありて後、初めて國語の事談ずべく、其保護の事亦計るべし。(上田 [1894/1964 : 111 頁])

この記述によると「日本人」にとって「國語」は、「父母」、「故郷」のように必然的な運命である故に、その善惡を問うことは許されず、愛をもって護るべきものなのである。こうして近代日本における「國語」は、「日本」、「日本人」と三位一体となって、共同運命体、「自然」そのものとして位置づけられていった。ここで一つ付け加えたいのは、この「國語=母語」イデオロギーは、日本国内を取りまとめる装置として機能したのはもちろんだが、植民地支配の際にも同様のイデオロギーで挑んだ。たとえば韓日併合と同時に植民地朝鮮で行われたのは、「國語は國民精神が宿るところ」であるとする「普通學校規則」による「日本語」教育であった。つまり日本「國民」になった以上、植民地の人々においても同様の「國民精神」が求められ、「國語=母語」としての「日本語」がおしつけられたのである。

しかし「國語」にどんなにやさしい「母」、「故郷」のイメージをかぶせたとしても、「國語」は上田も述べているように「一つの言語」でなければならない。「國語」というのはさまざまな地域の訛り、さまざまな階級の言葉ではなく、ある「一つの言語」、つまり「標準語」の存在を前提とすふ概念なのである。日本語の場合その「一つの言語」とは、上田が「標準語に就きて」に述べているように「東京中等以上の教育ある人々のことば」(上田 [1895:14 頁])なのである。その「東京中等以上の教育ある人々のことば」が「標準語」と定められることによって、「日本人」の「國語」であると同時に「母語」となったのである。

ところで、「東京中等以上の教育ある人々のことば」である標準語は、どのようにして制定されていくのだろうか。この「東京中等以上の教育ある人々のことば」というのは、實は非常に抽象的で曖昧な表現なのだが、標準語を語る際にはあたかも必然的で当然の前提であるかのように謳われる。そしてそれを基準に「標準語」はつくられるのである。

日本において最初にこの作業に取り組んだのは「國語調査委員會」である。同委員會は1902年(明治35年)4月、官制施行、1913年(大正2年)6月廢止されるまで、文部省の國語問題に關する諮問機關として、國語國字問題、標準語制定及び方言調査、規範化などに取り組んだ組織として、日本における最初の言語政策機關である。言語が國の政策の対象になる時代が始まったのである。

この委員會の設置には、上田の強い要望が働いた。当時上田は文部省専門學務局長を兼任しており、フランスのアカデミーフランセーズのような機能をもった「國語會議」の設置を要望していた<sup>3)</sup>。上田はドイツ留學から歸國(1894年6月)してから、ヨーロッパの近代言語學の導入と「國語」、「國民」、「國家」を結びつけることを熱心に行、た。とくにこの時期、社會的には外からの力(内地雜居、西洋思想の流入など)を念頭に置き、國家としての言語の標準を設定し、統一を行う必要が唱えふれた。また學校教育の面においては、1900年(明治33年)小學校令改正に伴い、小學校4年間の義務教育尋常小學校(明治40年から6年間)が始まり、初等教育に初めて「國語科」が制定されるなど、急変する社會情勢と近代國家としての諸制度の出現は、言語の統一をはじめ、國家主導による言語政策がが切實なもの

3) 國語調査委員會の設立までの経緯は、安田敏朗の『帝國日本の言語編制』が詳しい。



して要求された。

さて、1902年4月、官制施行された國語調査委員會は、7月に次のような基本方針を發表し、正式にスタートする。

- 一、文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコト、シ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査 スルコト
- 二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ、是ニ關スル調査ヲ爲スコト
- 三、國語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
- 四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト

この基本方針に基づいて同委員會は1903年、「専ら標準語制定のため」に日本で初めて話し言葉の全國調査に乗り出し、それをまとめて『口語法調査報告書』(1906年)を出した。そしてこの報告書に基づいて『口語法』(1916年)、『口語法別記』(1917年)がまとめられる。これは日本で初めて國家によって示された「口語」の規範として、近代日本の「口語」の成立にとても重要な書物として位置づけられる。

『口語法』は、「例言」に示されているように「現今我が國ニ於ケル口語ハ、地方ニヨリ頗ル區々ニシテ一致セズ」という事情のため、その基準として「主トシテ今日東京ニ於テ専ラ教育アル人々ノ間ニ行ハルル口語ヲ標準トシテ案定シ、其ノ他ノ地方ニ於ケル口語ノ法則トイヘドモ廣ク用キラル、モノハ或程度マデ之ヲ斟酌シテ、著わされたものである。『口語法』は口語文法書として、語法の骨子をあげたものであり、『同別記』は當時の口語の各地方間の違いや、日本の古典からの語例をとおして語体の変遷を記したものである。つまり『同別記』は、今現在話される言葉であるという共時的根據と、日本語の歴史や伝統といった通時的根據を示すものであった。この共時的、通時的根據というのは「今實際話されている言葉」、「歴史や伝統の共有」に基づいた「単一で均質は言語」といった近代國民國家日本の「國語」の要件でもある。

さて、この二つの書物は、1903年口語法調査に關する事項を各府縣に配付し、1905年に17回、翌年14回の審議をへて、1908年に主査委員(大槻文彦)に附託され、同年税稿された。しかし實際刊行されたのは1916年(大正5年)である。ちなみに「同委員會」は1913年(大正2年)官制廢止されるので、同委員會が廢止されてからの刊行になる。

この二書は「標準語」としての規範を示すものである。したがって記述文法というより規範文法の性格がつよい。その規範は大きく分けて「一つに決めた」、「二つに定めた」、「用いぬがよい」などと示されている。「一つに決めた」のは「東國」を中心とする言葉で、たとえば次のような例である。

文語のハ行四段活用の動詞の「言ひ」買ひ」を、口語でわ、「言い」買い」と云い、それに「て」た」が附けば「言つて、た」買つて、た」となるわ、静岡縣、山梨縣、長野縣から東が、大抵そうであつて、愛知縣、岐阜縣、新潟縣でわ、「言うて、た」買うて、た」をまぜて云い、それから西わ、九州まで大抵「言うて、た」買うて、た」と云う。助詞の「たら」たり」にも同じように續く、初わ、兩立させようと、案を立てたが、決議の末に「言つて、た」買つて、た」とすることになった。但し、「請い」問い」給い」わ、「請うて、た」問うて、た」給うて、た」とする。(9『同別記』:64、65頁) (下線は引用者)

そして「二つに決めた」のは、たとえば現在標準語として認められている「蹴る(五段)、起きろ、落ちろ、しろ、飽きる、足りる、借りる」と共に、「蹴る(下一段)、起きよ、落ちよ、せよ」のような文語的要素、そして「飽く、足る、借りる」、「ぬ、ず、ね」のような關西語法をも規範として認めている。そし

で「用いぬがよい」としたのは、關西式表現や活用、接續など廣い範囲において制限しているが、とりわけ主に訛音矯正に多く見られる。

一つだけ例をあげると、次のとおりである。

カ行四段活用の動詞の「行きて」「行きたり」に限って「いって」「いった」となったわ不思議である。是れは、室町時代からのようで、同時に「いて」「いた」とつゞめたのをまぜて、後には「いて」「いた」などばかりになった。(今でも、畿内、西國では、そうであるが、東國では、「って」「った」である。)是れは「因りて」を「よて」と云い「以ちて」を「以て」と云うと同じであろう。けれども「いて」「いた」わ用いぬがよい。(『同別記』88頁)(下線は引用者)

このように規範文法としての色合が著しいが、記述文法としても、明治30年代以降、個人による多くの「口語文典」が出され、活用形や活用の範?についてさまざまな文法説が立てられるなか、國家組織である「國語調査委員會」による『口語法』にいたって、ある範囲のものを規範として認め、示すことになった。たとえばそれまで術語として「互爾乎波」が主流だったのが、『口語法』において「助詞」として定着し、動詞活用を「音」に基づいて「五段活用」とした。

このようにして全国各地で實際どのような言葉が話されているかを調べ、「口語」の標準を定めていくのであるが、その審議の過程において、たとえば「ようなる」は方言と定められ、公の読み書きの場から姿を消し、「よくなる」は標準語としての地位を獲得し、教育、行政、メディアなどに用いられる「口語」として認められるようになるのである。

以上のように國家によって「口語」の規範が提示されたが、一般の人々に廣まったのは1904年から施行される「國定教科書」によってである。一九〇〇年發布された第三次「小學校令施行規則」は、「讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ」と定めており、それに基づいて1904年、第一期<sup>4)</sup>「國定讀本」は「文章ハ口語ヲ多クシ」たのである。しかし「口語を多くする」とはいえ、口語の標準が定まっておらず<sup>5)</sup>さまざまなゆれを見せている。たとえば、第一期讀本には關西語法の「足る」、「飽く」、打消の助動詞「ん」、文語的表現「をる」の五段活用などが登場したが、第二期において關東語法である「足りる」、「飽きる」、「ない」に改められ、「をる」の五段活用は使用頻度が激減し、第三期以降は姿を消す。また、上一段、下一段命令形「ろ、よ」は、「よ」の方が文語調で上品であるとの理由で、第三期まではもっぱら「よ」が登場するが、第四期からは下品であるとされた關東語法の「ろ」が會話文に登場するように

4) 日本における「國定教科書」は、次のように6期にわたって改正が行われる。

第一期 一九〇四年(明治三七)~一九〇九年(明治四二)『尋常小學讀本』

第二期 一九一〇年(明治四三)~一九一七年(大正六)『尋常小學讀本』

第三期 一九一八年(大正七)~一九三二年(昭和七)『尋常小學國語讀本』

第四期 一九三三年(昭和八)~一九四〇年(昭和一五)『小學國語讀本』

第五期 一九四一年(昭和一六)~一九四五年(昭和二〇)『ヨミカタ』卷一、二『よみかた』卷三、四『初等科國語』卷一~八

第六期 一九四六年(昭和二一)~一九四九年(昭和二四)『こくご』卷一~四、『國語』三年~六年

5) 『口語法』の出版は1916年であるが、その調査と審議に着手したのは1903年で、大槻文彦によって税稿されるのは1908年である。そして第一期「國定教科書」の編纂が行われたのは1903年であるため、その当時は「標準語」の姿がはっきりしていない状況といえる。しかし明治30年代(とくに1900年~1910年)、文部省における言語政策は、「國語調査委員會」(現在の國語審議會の前身)によって行われていたことなどを考えると、『口語法』と「國定教科書」は同じ土台にあると言ってよいだろう。

なる。形容詞「よい」と「いい」においても、第二期讀本編纂趣意書の「イイ天氣ヲ取ラズシテヨイ天氣ヲ取レルガ如シ」に現われているように、「いい」は東京語の訛語として認識され取り入れず、文語調の「よい」を取るようにしたが、第四期になって「いい」が登場、徐々に増えていき、第六期にいたっては、「いい」の方が主流になっていくのである。

「口語」の普及、定着は、この他にも出版物や1925年開始されるラジオ放送、「口語辞典」の編纂など、さまざまな分野によって支えられている。しかし何れにしてもそれは、何等かの意図（この場合は國家の意図になるだろうが）に基づいてつくられる変種に他ならない。

#### 4. むすびにかえて — 「口語」のゆくえ —

こうしてみると上田の打ち立てた「國語＝母語」の理念は、「口語」によって具体化していくのだが、その中身は既述のように、それぞれの「母の言葉」とは縁のない言葉、自分の「故郷」とは程遠い言葉なのである。にもかかわらずこの「口語」は「國語＝母語」の名によって、「日本人」にとってもっとも自明の事實として受け止められ、このような「國語＝母語」イデオロギーは今日まで續いているのである。

しかし現在の日本社會をのぞいてみると、「日本人」のなかには「日本語」を「母語」としない人もいれば、逆に定住外國人のなかには外國人でありながら「日本語」を母語とする人もいる。さらには學校教育をとおして日本語を「國語」として強制される外國人もいるのである。（もちろん「國語」概念が打ち立てられた百年まえの状況は、もっと複雑で植民地を抱えながらも、日本における言語政策は、「國語(日本語)」しかその対象にならなかった。)このように言語に過度なまで注がれたイデオロギーは、これらの多言語性を見えなくするばかりでなく、抑壓と排除の機能としても働く。

ベネディクト・アンダーソンは『想像の共同体』において「言語は想像の共同体を生み出し、かくして特定の連帯を構築する」(アンダーソン[1987:219頁])と述べている。ここで「言語」というまでもなく「國語」であり、「想像の共同体」は「國家」を意味するのであるが、たしかに近代に生きる私たちは、同じ「國語」を共有するだけで、強い連帯感や歸屬意識を体験しているだろう。しかしこの連帯感や歸屬意識というのは、裏を返せば、異質的なものへの排除や抑壓でもある。

最近「口語」という語は、ごく限られた分野で用いられるのみで、あまり見られなくなった。明治30年代、流行のように研究され、唱えられていた「口語」をはじめ「口語文法」、「口語体」といった表現は、その時期を頂点に徐々に少なくなり、戦後は著しくへっているのである。文法研究領域においては「口語文法」にかわり「日本語文法」や「國文法」などと称され、主に「口語」を対象とする文法が編まれている(もちろん「國文法」領域では、文語文法も研究されている)。それは新しい表現様式としての「口語」あるいは「口語体」は、すでに定着し、改めて「口語」の必要性や重要性を語る必要がなくなったことを意味する。たとえば「よい」、「いい」、「ええ」あるいは、「人なり」と「人である」が混在していた百年前は、「口語」、「口語体」とはいかなるものかを執拗に説いて廣める必要があったのだが、今日ではもはやその必要はないのである。そして表現様式としての「口語」の規範は完全に「國語(日本語)」と一体となって、「國語＝母語」の洗礼を受けるようになった。

「國家」、「國民」、「國語」の概念が希薄だった百年前は、その「口語」を用いることによって「國民」、「臣民」としての連帯感が期待された。しかし百年経った今日は、グローバリゼーションに對抗するため

のナショナルアイデンティティの求心点として、依然として機能しつづけている。

## 【参考文献】

- ・ B・アンダーソン(1987) 『想像の共同体』リポート p.219
- ・ イ・ヨンスク(1996) 『國語という思想』 岩波書店 p.96-155
- ・ イ・ヨンスク(2000) 「『國語』と言語的公共性」『言語帝國主義とはなにか』藤原書店
- ・ 上田万年(1894) 「國語と國家と」『明治文學全集44』筑摩書房 p110-112
- ・ 上田万年(1895) 「標準語に就きて」『帝國文學』第一卷一号 p.14-17
- ・ 大槻文彦(1897) 『廣日本文典』東京築地活版製造所 p1-5
- ・ 大槻文彦(1897) 『廣日本文典別記』國光社印刷部 p.1-26
- ・ 長志珠繪(1998) 『近代日本と國語ナショナリズム』吉川弘文館
- ・ 國語學會(1955) 『國語學辭典』東京堂
- ・ 國語學會(1980) 『國語學大辭典』東京堂
- ・ 國語調査委員會(1906) 『口語法調査報告書』
- ・ 國語調査委員會(1916) 『口語法』
- ・ 國語調査委員會(1917) 『口語法別記』p.65-88
- ・ 小森陽一(2000) 『日本語の近代』岩波書店
- ・ 子安宣邦(1994) 「『國語』は死して『日本語』は生れたか」『現代思想』22 卷9 号
- ・ 田中克彦(1981) 『ことばと國家』岩波新書 p.107-126
- ・ 芳賀矢一(1913) 『口語文典大要』『芳賀矢一選集』第四卷 所收 p.422
- ・ 保科孝一(1911) 『日本口語法』同文館 p.1
- ・ 安田敏朗(1997) 『帝國日本の言語編制』世織書房 p.73-81
- ・ 安田敏朗(2000) 『近代日本言語史再考』三元社 p.74-77
- ・ 山本正秀(1978) 『近代文体形成史料集成』櫻楓社
- ・ 山本正秀(1981) 『言文一致の歴史論考 續編』櫻楓社
- ・ 山本正秀(1982) 『近代文体發生の史的研究』岩波書店
- ・ 吉田澄夫・井之口有一編(1964) 『明治以降國語問題論集』風間書房

要 旨
-----

一般に談話に用いられる話し言葉とそれを基に書いた文章という表現様式「口語」は、近代國民國家の「國語」と共に發生した概念である。上田万年は1894年、「國語と國家と」において「國語」を打ち立て、「國語」によって「日本人」は結ばれており、その「國語」は「日本人」にとって「精神的血液」と述べている。そしてその「國語」は「標準語」によって實踐される。上田のいう「標準語」とは、今現在話される言葉、そして全国各地でも通じる言葉、すべての人に理解できる言葉として、「東京の中等以上の教育ある人々のことば」である。そして「標準語」の要件としては「實際話される」言葉、そしてそれを基にした文章でなければならない。この「實際話される言葉」とそれを書き寫した文章こそが、今日でいう「口語」なのである。

このような背景をもって生れた「口語」なのだが、術語として登場するのは、明治以降である。最初は主に「話し言葉」の意味として、「言語」、「俗言」と共に用いられていた。明治中期「言文一致」によって話し言葉への關心が高まるにつれ、「口語」はもっと頻繁に見られるようになる。そして今日のような「口語」概念が定着するのは、明治30年代以降「國語」の登場によってである。

近代日本における「國語」は、「國民」を統合する装置として、「単一で均質な言語」であることと、民族性や、歴史、伝統に基づいた「自然な言語」であることが求められる。「口語」はこのような「國語」イデオロギーの具体相として生れた概念だが、その實體は「自然」とは正反對の、極めて人爲的な言葉である。しかし「口語」は「國語＝母語」の名によって、「日本人」にとってもっとも自明の事實として受け止められてきた。

「國家」、「國民」、「國語」の概念が希薄だった百年前は、その「口語」を用いることによって「國民」、「臣民」としての連帯感が期待された。しかし百年経った今日は、グローバリゼーションに對抗するためのナショナルアイデンティティの求心点として、「國語」＝「母語」＝「自然な言語」というイデオロギーは、依然として機能しつづけている。

キーワード：近代國民國家、國語、母語、口語、標準語、上田万年、國語調査委員會
--

투 고 : 2004. 5. 31
1차 심사 : 2004. 6. 12
2차 심사 : 2004. 7. 3

住 所 : (300-200) 대전시 동구 용전동 신동아아파트 5동 705호  
 電 話 : 042-345-5154  
 E-mail : hjini117@hanmail.net